

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16H01975

研究課題名(和文) 日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive study of history of legal influence between Japan and Germany and formation of modern Japanese Law

研究代表者

大中 有信(Ohnaka, Arinobu)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：60288975

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 34,100,000円

研究成果の概要(和文)：日独法学交渉史についての実証的な研究の完成のために、日本人のドイツ留学生に関する資料を統合して、データベースの基礎を作成した。この主要な内容は、日本人留学生の大学への学籍登録簿(マトリケル)及び修了証明書の写真データ及び博士論文とその審査資料である。また東京大学文書館に所蔵するドイツ留学関係の原資料についてもほぼ網羅的に収集した。こうした資料を基に、種々討議をおこない知見と考察を深めるとともに、成果の一部は私が編集する雑誌「法の思想と歴史」(信山社)を刊行し、逐次公刊する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、ドイツに留学した日本法学者がおこなったドイツ法継受を、実証的なデータをもとに分析した。その結果、代表的な法学者・実務家がおこなったドイツ法の伝達は、単純にドイツ法を日本でもおこなうということではなく、当時のドイツ法文化と制度理解について限界があるとは言え、多様な欧米の法制度を比較したうえで、イギリスやフランスではなく、特にドイツ法を撰取することを決定するとともに、日本の法文化と制度構築を基礎とする選択的な移転がおこなわれていたことが明確になった。そしてその歴史的な基盤は今日の日本法とに本法額にも持続的な影響を及ぼし続けていることがはっきりした。

研究成果の概要(英文)：To complete an empirical study of the history of German-Japanese legal relations, we integrated the materials on Japanese German students who had studied in Germany, and created the basis of the database. The main contents of this are photographic data of registration records (Matrikel) of Japanese students at the universities, certificates of completion, doctoral dissertations and examination materials. In addition, we collected almost all the original materials related to studying in Germany in the University of Tokyo Archives.

Based on these materials, we will hold various discussions to deepen our knowledge and consideration, and some of our achievements will be published in the magazine "Thoughts and History of Law" (Shinzanasha), which I will edit, and will be published periodical.

研究分野：民法

キーワード：日独法学交渉史 法制史 ドイツ法継受

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究に先行する研究

われわれは、「日独法学交渉史の総合的研究」(研究代表:H.P.マルチュケ 課題番号24330006)と題する申請者らの共同研究において、R. Hartmann の二つの研究(Lexikon Japans Studierende -Japans Studierende in Deutschland 1868-1914, 2002 および Japanische Studenten an der Berliner Universitaet 1920 - 1945, 2003)に基づき、このリストにある明治期から第二次大戦終結までの法学の分野における日本人留学生 260 余名について、包括的に調査するとともに、このうち特に顕著な影響を持った法学者、法制官僚、裁判官については、制度史、法思想史、学説史等多面的な角度から総合的に検討を加えた。

(2) 第1研究における成果の概要と本研究の開始

この成果は、留学生に関する基本的なデータについては、ほぼデータベースとして整理を終え、基本データから読み取れる日独法学交渉史の諸特徴、また代表的な日本法学者の制度史・理論史的意義については、「日独法学交渉史の再定位」と題し、上記共同研究の最終年にあたる平成26年12月20日、同志社大学において法制史学会近畿部会と共催でシンポジウムをおこなった。そこではこの研究の共同研究者である小野博司が研究の全体的成果について外観を与えるとともに山脇弦を中心に行行政法学を、的場かおりが末岡精一を中心として憲法学を、高橋直人が岡田庄作と鳥居誠哉を中心として刑法学を、石部雅亮、申請者が私法学について議論をおこなうとともに、マルチュケが神戸寅次郎と大久保利武を中心として、ドイツにおける日本人法学者の活動についてその特質と影響範囲について報告をおこなった。

われわれは、こうした成果をもとにさらにデータを詳細に収集するとともに、一層多角的な面から検討おこなうことにした。

2. 研究の目的

それまでの申請者等の共同の研究成果をもとに、本研究においては、狭い意味での 広くドイツ語圏の法学と日本法学の相互の人的交流、日本人留学生の研究動向と、その後の法学理論の展開を解明し、その歴史的、思想史的背景と意義をとりわけ戦中・戦後期以降の日本法に対する影響を明らかにすることを目的とする。研究期間内には、以下のことを明らかにしようとするものであった。

1. 明治初年から第二次大戦後までのドイツ・オーストリア・スイスにおける日本人留学生の研究動向についての基礎的データを調査し、データベース化をおこなう。
2. 上記リストにあらわれた日本人法学者・法制官僚のうち、特に大正期以降の重要な法思想家につき個別的に、その法学理論の展開を分析する。
3. わが国の法制度・法理論の展開について、日本人留学生が果たした役割、日本社会における変遷を重要な諸制度・法理論について通時的に分析、その比較法文化的意義を解明する。

3. 研究の方法

研究の方法としては、ドイツにある様々な第一次資料を可能な限り収集をおこない、重要な法律家(法学者、裁判官、弁護士等)の具体的な理論形成を多様な観点から分析・考察し、それが日本の法学の発展にどのように関係したかを多面的に分析するという方法を採用した。

4. 研究成果

(1) 基礎的データの収集とその完成

これまで収集した資料を統合して、データベースの基礎を作成した。特に、これまで包括的な調査をおこなうことができなかったベルリン大学、グライフスヴァルト大学、ハイデルベルク大学に留学した法学者、実務家にかかる大学への学籍登録簿(マトリケル)及び修了証明書の原因資料を新たに写真データの形で収集し、整理をおこなった。また東京大学文書館に所蔵するドイツ留学関係の原資料についてもほぼ網羅的に収集した。これによって、学生に関する基本的なデータについては、ウェブ上で近日中に公開する予定である。

(2) データに基づく考察

また、基本データから読み取れる日独法学交渉史の諸特徴、また代表的な日本法学者の制度史・理論史的意義については、「日独法学交渉史の再定位」と題し、第1研究の最終年にあたる平成26年12月20日、同志社大学において法制史学会近畿部会と共催でシンポジウムをおこなった。平成31年には、法制史学会東京部会(4月13日、東京大学)、法制史学会第71回総会(6月8日、神戸学院大学)におけるシンポジウム「日本における法史研究の歴史」において申請者が第1研究及び第2研究の成果の一端に基づいて報告をおこなった。また実証的なデータを含む日独法学交渉史の総論的研究ならびに個々の法律家の果たした役割とその影響史の全体像については、実証的なデータとこれまでの考察の範囲が膨大な量にのぼることを考慮して、申請者、ならびに共同研究者である石部雅亮、守矢健一らが共同で編集する雑誌『法の思想と歴史』(信山社)を新たに刊行して(平成31年度中に創刊号を発売する)、主要な研究成果を逐次刊行物の形式で

公刊することとした。

こうした資料を基に、種々討議をおこない知見と考察を深めるとともに、その成果の一部は2019年6月に開かれた法制史学会のシンポジウムにおいて口頭で報告したが、2020年度の法制史学会の機関誌である「法制史研究」にも掲載される。また、成果の一部は研究代表者も編集する雑誌「法の思想と歴史」(信山社)を刊行し、逐次公刊する予定である。

以上の共同研究は、従来のドイツ法継受研究に対して新たな視角を提供するものとなったと考えられる。第1に、従来まったくなされてこなかった留学生の実態に関する全体的かつ実証的研究と基礎的資料のデータベース化によって、この領域の基礎となる資料を広く学界ならびに一般公衆の共有財産が形成されることとなる。第2に、のデータを分析すると、従来焦点が当てられてきた学説継受のみならず、とりわけ法制官僚、裁判官の留学が、政府による国策的な制度導入、政策立案及び立法、さらには法実務慣行といった、日本法のきわめて多くの局面で決定的な影響を与えたことが明らかになった。第3に、留学生を中心とするドイツ法の受容は、大きく言って三つの時期的・内容的な段階があることが判明した。第1は、明治初年から20年代までの法制度整備の時期であり、ドイツ法が制度として導入されていった時期、第2は、明治20年代後半から大正期までの既に導入した制度のより詳細な分析と運用にかかる学説継受期、さらに第3に大正期から昭和初期以降であり政策立案のためにドイツの制度を参照対象として研究し批判的に導入する傾向が顕著であり、いわば比較法対象としてのドイツ法受容の時代へと変化する。ワイマール期の資本の社会化の継受による植民地経営と戦時経済立法へて戦後の法体制が確立されるこの時期こそが日本法独自の展開と言ってよく、現在にまで及び日本法システムとその後の政策立案過程における比較対象としてのドイツ法という今日の日本法の通奏低音を形成していることが確認された。

(3) 新たな第一次資料の発見

以上の成果に加えて、本研究の終盤である平成30年度後半に以下に述べる三つの極めて重要な第一次資料を発見したことを付け加えなければならない。

富谷銈太郎の自筆日記(明治19年から昭和8年)

富谷は司法省法学校第2期生として司法省法学校を卒業後、他の司法官とともに明治19年から3年間に渡るドイツ留学を果たし、明治23年、判事補(東京始審裁判所詰)に任官後、大正10年に大審院長となって退官するまで、長くわが国の裁判実務及び司法行政の中心で活躍した。従来から日記の存在は従来知られていたが、申請者はこの存在を最高裁判所図書館において確認し、デジタル化作業を終えた。2万頁を超える日記の内容は、留学の実際とその生活実態、ドイツにおける研究メモにはじまり、裁判実務と司法行政に関する克明な叙述を含むものであり、日独法学交渉史研究とその後の展開を実証的に考察する上で、極めて貴重なものである。

戦前期在独日本大使館文書

第2研究の調査過程において、戦前ベルリンにあった日本大使館の文書が、ダラム大学を中心にイギリス各地の大学に散在していることが判明した。これは戦前在独日本大使館文書が、第2次大戦後ベルリンの連合軍政下、イギリスの統治下で押収し、ロンドン大学の東洋アフリカ研究学院(SOAS)に送られ、その後各地のイギリスの日本学研究者によって各大学に移管されたものである。この文書についてはなお調査中であるが、小野清一郎らのドイツ滞在中の手稿が存在することが確認されているほか、戦前期の外交文書が含まれている。この文書は、ひとり日独法学交渉研究にのみ有益なものでないことは明らかであるが、日独法学交渉の進捗と言う点から見ても、極めて重要なものであることには多言を要しない。

博士論文審査過程文書

さらに、日本人留学生のほとんどすべての博士論文の付属文書として、博士論文の審査過程を克明に記録した文書が博士論文を受理した各大学の文書館に保管されていることを新たに発見した。この文書は、論文の審査を担当した教授が審査手続と査読にあたっての評価をラテン語もしくはドイツ語で、原則として手書きで記したものであり、論文原本の付属文書である。この文書は判読が困難であるため、当初その意義は必ずしも明らかではなかったが、現在活字化しつつ、その内容の解明をすすめている。こうした文書は、当時のドイツにおける日本人留学生に対する評価と個々の日本人留学生のドイツ法に対する理解を明確に知る上で不可欠の文書といえることができる。

(4) 残された課題

戦前までの日本人法律家のドイツにおける研究の全体像は相当程度明らかになった。しかし、個別に検討した法律家を別として、他の多くの法律家については、なお留学時の具体的な研究内容が明確になっていない。さらに、第2研究の終盤になった見いだした新たな資料の解読と分析にはなお相当な研究を要することは明らかであるが、この膨大な資料の内容の解読は、日独法学交渉史のみならずわが国の法学の歴史と理論の解明にとって欠くことのできない基礎的作業である。そして、R. Hartmannの資料を超え、戦後におけるドイツ法学の摂取のわが国に対する直接的影響を分析してその持続性と変化を分析しなければならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Kenichi Moriya	4. 巻 136
2. 論文標題 Pandektenwissenschaft und ihre historischen Hintergruende	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Zeitschrift der Savigny-Stiftung fuer Rechtsgeschichte, Germ. Abt	6. 最初と最後の頁 298 - 338
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 大中有信
2. 発表標題 「日本における法史研究の歴史」コメント
3. 学会等名 法制史学会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 林真貴子
2. 発表標題 調停制度の変遷：近代日本を中心に
3. 学会等名 台湾法律史二十年 国際学術検討会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 林真貴子
2. 発表標題 The Reception of Law and the Professionalisation of Legal Practices
3. 学会等名 International Meeting on Law and Society Mexico City（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大中有信他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 334
3. 書名 ユーリカ民法1 民法入門・総則	

1. 著者名 高橋直人	4. 発行年 2016年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 868
3. 書名 浅田和茂先生古稀祝賀論文集 [下巻]	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	守矢 健一 (Moriya Kenichi) (00295677)	大阪市立大学・大学院法学研究科・教授 (24402)	
研究分担者	小沢 奈々 (Ozawa Nana) (00752023)	横浜国立大学・教育学部・准教授 (12701)	
研究分担者	MARUTSCHKE H・P・ (Mrutschke Hans, Peter) (30388061)	同志社大学・司法研究科・教授 (34310)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	初宿 正典 (Shiyake Masanori) (40024088)	公益財団法人日独文化研究所・その他部局等・評議員 (74316)	
研究分担者	高橋 裕 (Takahasi Hiroshi) (40282587)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	伊藤 孝夫 (Ito Takao) (50213046)	京都大学・法学研究科・教授 (14301)	
研究分担者	高橋 直人 (Takahasi Naoto) (50368015)	立命館大学・法学部・教授 (34315)	
研究分担者	松本 博之 (Matsumoto Hiroyuki) (70047380)	同志社大学・研究開発推進機構・研究員 (34310)	
研究分担者	林 真貴子 (Hayashi Makiko) (70294006)	近畿大学・法学部・教授 (34419)	
研究分担者	遠山 純弘 (Toyama Junkou) (70305895)	法政大学・法務研究科・教授 (32675)	
研究分担者	小野 博司 (Ono Hiroshi) (70460996)	神戸大学・法学研究科・准教授 (14501)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	石部 雅亮 (Isibe Masasuke) (90046970)	同志社大学・研究開発推進機構・研究員 (34310)	
研究 分 担 者	的場 かおり (Matoba Kaori) (50403019)	近畿大学・法学部・准教授 (34419)	削除：平成30年1月5日